

【概要版】

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
1	概要版	-	-	(4) 「生息個体数」という表現はあるのか? 「生息数」または「個体数」とすべき。 また、「関係府県および環境省との一層の連携・協力を図る」では、何をするのはわからない。本文と合わせ「連携・協力しつつ保護または管理を進める」としたほうが良いのではないか。	「生息数」に統一します。 関係府県等との連携・協力については、保護でも管理でもない県もあるため、原文のとおりとさせていただきます。
2	概要版	-	-	・SDGsの表示は必要ありませんか?	マークを付けます。
3	概要版	-	-	・第3次からの改定であるならば、第3次計画の取組み評価や変更点が明記されているとなおわかりやすいと考えます。	記載できる文字数が限られており、評価や変更点の記載は困難であることから、変更点等の重要箇所の下線を引くことにより示したいと思います。

【本文】

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
1	全体	-	-	錯誤捕獲の対応について、放獣場所が限定されており、一部地域に個体数が集中する可能性がある。集落から距離のある山奥というわけでもないので、放獣場所から少し下がると集落があるため、その地域は常に危険にさらされている状況である。放獣した個体が危害を加えた場合の責任とれない。	錯誤捕獲対応については、今後の検討会において一部見直しを検討します。その際にもご意見をいただければ幸いです。
2	全体	-	-	錯誤捕獲の場合、錯誤捕獲することがそもそも悪のように入れ、餌の変更等言われるが、それをすると本来の目的である、鹿、猪等の捕獲数が減少し被害が拡大する。また、脱出口付きの檻では、周辺にいないか逆に不安。近くにいる場合錯誤捕獲よりも危険である。	錯誤捕獲の防止と安全な放獣の実施については第13次鳥獣保護管理計画でも定めているところ、ご理解いただきますようお願いいたします。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
3	全体	-	-	京都府において、第二種特定鳥獣管理計画が掲げられていることに加え、住民感情の面から、滋賀県においても、第二種管理計画を検討すべきではないか。	<p>計画の改定に当たっては、検討会や審議会の中で、保護計画と管理計画のどちらが望ましいかについても幅広く議論をお願いしてきたところです。</p> <p>滋賀県はクマの2つの地域個体群の生息地の辺縁部に位置し、両地域個体群の生息の中核地となっている近隣府県と比べて生息数が少なく、滋賀県内のクマは存続基盤が脆弱な希少種となっています。また、滋賀県内のクマの生息地は、東日本および西日本、紀伊半島のクマの個体群間の交流の中継地点になっており、個体群間の交流が妨げられれば、各地域の個体群の安定的な維持が困難となり得ます。これらのことから、滋賀県においては、全国的な視点からも、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要があります。また、滋賀県においてもクマの出没や人身被害が発生しているものの、その件数は近隣府県と比べて少なく、人間とクマとの軋轢が顕著になっている状況とは言えません。</p> <p>このため、今回の改定においては、検討会や審議会における専門家の意見も踏まえ、管理計画ではなく、引き続き保護計画を策定することとさせていただきます。</p>
4	全体	-	-	クマによる被害の対策は？ 保護するだけでなく、被害対策が必要ではないか？	<p>人身被害および生活環境被害の回避・低減当たっては、ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき、予防対応・一般対応・緊急対応を行います。</p> <p>森林被害の低減に当たっては、引き続き、テープ巻きによる被害対策を進めます。</p>
5	全体	-	-	・駆除すべき!!	<p>人身被害を発生させるおそれが高く緊急性があると判断される場合には、殺処分を行うことができます。</p>
6	全体	-	-	エビデンスを担保しておく必要あり。俗説的なものを排除。	<p>引用文献をつけるなどにより、努めます。</p>

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
7	全体	-	1-1 背景等	<p>「ツキノワグマを保全することは」は、意味が不明瞭ではないか？（一定の捕殺を認めていることから、ツキノワグマの個体を保全することを求める計画ではない）123には「ツキノワグマを保護し、その生息地を保全することは」との表現があることから、こちらとの整合を取り、「ツキノワグマの生息地を保全することは」、としてはどうか（または「ツキノワグマの地域個体群を保全することは」）。</p> <p>※「保護」と「保全」の使い分けはどのようにしていますか？p11までは、「クマ」「地域個体群」に対して「保全」が使われていますが、以後は「保護」になっている感じですね。「保護」と「保全」は意味が違うので、明確に使い分けたほうが良いと思います。</p>	修正します。
8	全体	-	7-1 白山・奥美濃地域個体群 7-2 北近畿東部地域個体群	<p>地域個体群全体としては、白山・奥美濃地域個体群は個体数水準4、北近畿東部地域個体群は個体数水準3～4と評価できるが、滋賀県内においては生息数が少ないことなどから、保護が必要である。</p> <p>地域個体群全体に係る取扱と、滋賀県内の地域個体群に係る取扱が混同されているため、滋賀県内の地域個体群について湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）、湖西個体群（北近畿東部地域個体群）などとし、地域個体群全体の取扱との区別を図るべき。また、滋賀県内の個体群については、保護が必要であることを整理して記述すべき。</p>	<p>地域個体群全体と、滋賀県に生息するものを区別するため、滋賀県に生息するものについては「湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）」「湖西個体群（北近畿東部地域個体群）」とし、関係する記述や図表を修正します。</p> <p>特に記述については、「7 保護の目標と施策」等に、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある旨を記載します。</p>
9	1	24	1-1 背景	<p>針葉樹の剥皮により、限定的ではあるが、林業被害も生じている。</p> <p>→針葉樹の剥皮により（削除）、林業被害も生じている。</p>	ご意見を踏まえ、クマによる森林被害が「限定的である」旨の記述を削除します。
10	2	26-28	4-1 滋賀県を取り巻く分布状況	<p>滋賀県の置かれている状況として、白山・奥美濃のコアエリアと近畿北部コアエリアに挟まれ、白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群をつなぐ移動経路を確保する重要な使命を負っていることを強調して記述すべきと考える。（それに伴い、以降の文脈で様々なジレンマが生じ、センシティブな取り扱いが求められる前フリとなるように。）（タイトルは、「滋賀県を取り巻く分布状況」に。）</p>	「7 保護の目標と施策」の部分に、個体群間の交流の確保の観点からも、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要がある旨を記述します（4-1のタイトルも修正。）。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
11	3	11	4-2 滋賀県内の分布状況	S54年度の調査の結果と比較して、県の南東部にクマの分布域が拡大しているということが記載されているが、引用している情報が古すぎる。 直近の調査結果を踏まえれば、拡大しているとは言えない。 分布が拡大しているか否かを判断するにあたっては、目撃情報のメッシュ数の比較を行い、検討すべき。	分布が拡大している旨の記述を削除するとともに、生息情報に係る図についても、直近の調査結果を踏まえたものに修正します。 メッシュ数の比較については、今後対応を検討したいと思います。
12	3	11	4-2 滋賀県内の分布状況	「南東部に分布が拡大」とあるが、まだ定まっていないはず。よって、「拡大」を言い換えるか、引用で変えられないのであれば、「拡大しているとされるが、真に定着しているか否かについては、今後の調査を待つ必要がある。」と付け加える。	拡大している旨の記述を削除するとともに、生息情報を示した図についても最新の調査結果を反映したものに修正します。
13	4	12-19	4-3 個体群の区分の考え方について	(「～ことから」の後)「滋賀県においては、便宜上、」(これに近い～) 「～を白山・奥美濃地域個体群由来、～を北近畿東部地域個体群由来と呼称し区分する」(あくまでもコアエリアの個体群そのものではなく、コアから離れ、移動経路上にある個体群という意味を強調させるため。以降、県内の地域個体群を指し示す時には、「由来」を付け、コアエリアのそれとは明確に分け、混乱を防ぐ)	地域個体群全体と、滋賀県に生息する個体群を区別するため、滋賀県に生息するものについては「湖北個体群(白山・奥美濃地域個体群)」「湖西個体群(北近畿東部地域個体群)」とし、記述や図表を修正します。
14	4	20	4-3 個体群の区分の考え方について	「出没」と「目撃」は使い分けて。(「出没」は、人為による「土地改変地」での目撃、痕跡等)	出没と目撃を区別し、修正します。
15	8	表2	滋賀県におけるクマの推定生息数(直近の状	滋賀県におけるクマの推定生息数について、県全体の推定生息数が示されているが、鈴鹿山脈等については実態が明らかではなく推定生息数を計画上で示さないこととしたことに伴い、県全体の推定生息数は削除すべき。	表中から県全体の生息数を削除するとともに、関係する記述を修正します。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
16	8	表2	滋賀県におけるクマの推定生息数(直近の状況)	モニタリングについては、各地域において実情に沿った調査をし、適正数の保護及び捕獲を検討していただきたい。	正確な生息数の推定に資するため、階層ベイズモデルによる推定手法の検討なども進めていきたいと考えています。
17	9	表3 表4	白山・奥美濃地域個体群に属するクマの推定生息数、北近畿東部地域個体群に属するクマの推定生息数	「表3」推定に用いているサンプル数(データ数)が違うので、横並びに単純比較するには注意が必要。せめて各県推定に用いたデータ数を備考欄に加える。	ご指摘のとおり、推定生息数を一概に比較できないものの、各府県の推定手法が異なり、データの種類および数を把握して簡潔に取りまとめることが困難であるため、記載を見送らせていただきます。
18	10	28	5-3-1 過去5年間の目撃情報	ツキノワグマの目撃情報については、住民の慣れにより報告されない場合も少なくなく、実際には多くの出没があると考えられる。	ご指摘のとおり、日常的にクマが出没している地域においては、行政への報告がなされないことがあると考えています。 積極的な目撃情報の提供を呼び掛け、実態把握に努めていきたいと考えています。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
19	11	2	5-3-1 過去5 年間の 目撃情 報	目撃件数は実際の生息数と必ずしも相関があるとは限らないことに留意して捉える必要がある。とあるが、本当にそうなのか。生息数調査の精度に疑問。	奥山等の人がほとんど立ち入らない場所ではクマが生息していたとしても目撃されない場合があることなどから、目撃件数は実際の生息数とは必ずしも相関があるとは限らないと考えています。 正確な生息数の推定に資するため、階層ベイズモデルによる推定手法の検討なども進めていきたいと考えています。
20	14	15-18	5-3 出 没状況	堅果類の豊凶調査について、調査本数や位置図も記載すべき。	調査本数、調査地点、作柄の評価基準等の記述や図表を追加します。
21	24, 34	表12 23-29	2017年 度から 2021年 度の捕 獲等の 状況, 7-1-2 施策	また、これまでの年間捕獲数は、毎年上限に達していない状況である。 このようなことから、生息数(出没数)の削減による人身等被害を未然に防ぐため、狩猟による捕獲の自粛要請を取りやめ、一定数の捕獲を進めていただきたい。	滋賀県はクマの2つの地域個体群の生息地の辺縁部に位置し、両地域個体群の生息の中核地となっている近隣府県と比べて生息数が少なく、滋賀県内のクマは存続基盤が脆弱な希少種となっています。また、滋賀県内のクマの生息地は、東日本および西日本、紀伊半島のクマの個体群間の交流の中継地点になっており、個体群間の交流が妨げられれば、各地域の個体群の安定的な維持が困難となり得ます。これらのことから、滋賀県においては、全国的な視点からも、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要があります。 第3次計画策定時から県内の推定生息数に顕著な増減はなく、横ばい傾向にあると考えられることから、引き続き狩猟の自粛を継続したいと考えています。また、狩猟者団体にも意見を聴き、狩猟の自粛継続について御理解をいただいているところです。 被害の未然防止に当たっては、人身被害を発生させるおそれが高く緊急性があると判断される場合には、殺処分を行うことができます。また、錯誤捕獲された個体についても、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討していきたいと考えています。
22	26,27	表14 表15 図13	5-5-1 人身被 害、生 活環 境被 害等	人身被害については、生活環境被害等とは明確に区別し、表を分けるとともに、図中では目立たせるべき。 また、過去の人身被害の事例について、どのような状況において発生したのかも含めて取りまとめるべき。	関連する図表の修正を行います。 人身被害の事例については、計画とは別にどのような状況において発生したのかも含めて取りまとめたいと考えています。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
23	25	17-18	5-5-1 人身被害、生活環境被害等	藪の刈り払いなどにおいては、各地域で取り組むことは可能であるが、生活圏内に侵入してこない根本的な対策(奥山の緩衝地帯の設置など)を再構築していただきたい。	人間の生活圏へのクマの侵入を完全に防ぐ手立てはないため、予防対応を着実にやっていくことが必要であると考えています。また、巨樹・巨木の森の保全を通じた奥山の天然林の保全などにより、生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに努めていきたいと考えています。
24	25	5	5-5-1 人身被害、生活環境被害等	「子グマの目撃」:一般には、親がいつまで子グマを連れてくるか知られていないため、この煽りで混乱が生じるおそれ多々。普及啓発が必要。	計画期間中に発生した人身被害の一事例として、記載を残したいと考えています。また、普及啓発にも努めたいと考えています。
25	26	表15	2017年度から2021年度までの生活環境被害等の状況	2020/5の区分については、農業被害となるのか。養蜂場となっているが、届け出等はされているのか。(被害場所は、養蜂場として取り扱えるのか。)	当時の新聞の情報等から農業に該当するものと考えていたところですが、ご指摘のとおり生活環境被害と農業被害等を区別することは難しいため、区分の枠を削除します。
26	28	9-11	5-5-2 林業被害	剥皮害は、後天的学習によって取得され、親子関係等遺伝的に近い個体グループ内でしか受け継がれないことが既に分かっているので、拡大のリスクは元々少ない。記述して専横的な声を抑えては。	針葉樹の樹皮を剥ぐツキノワグマの特徴に係る論文の引用を加筆します。
27	29	7-9	5-5-2 林業被害	<del>しかし、剥皮被害は……損害は大きい。</del> →しかし、剥皮被害は……損害は大きい。(見え消し部は残す)	見え消し部分を次のように修正して加筆します。  (参考) 剥皮被害は地域的にまとまって発生することや、被害を受けた材は商品価値を失ってしまうことなど、発生した場合の損害は大きい。 →クマ剥ぎは、地域的にまとまって発生する傾向があり、被害を受けた材は商品価値を失ってしまうことなどから、発生した場合の損害は大きい。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
28	30	9	6-1 個 体数管 理	「個体群管理」と「個体数調整」は別。なお、人身被害の場合、「個体数調整」による低減効果はないことが分かっている。	参考とさせていただきます。
29	30	31	6-1-2 評価お よび課 題	錯誤捕獲数が大幅に増えているとのことであり、錯誤捕獲数の推移を示すグラフ等を加えるべき。	錯誤捕獲数の推移については、「5-4捕獲状況」の表12で示されているため、グラフは作成せず、どの表から錯誤捕獲数の推移が読み取れるかがわかるよう、記述を修正します。
30	31	12	6-2-1 現状	クマ剥ぎについては、山に人が入らなくなっていることもあり、十分実態が把握できていない可能性がある。クマによる被害なのかニホンジカによる被害なのかを含めて、実態把握に努める必要がある。	「6-2-2 評価および課題」に、クマによる被害とニホンジカによる被害の区別を行いつつ、森林被害の状況の把握に努める必要がある旨、加筆します。
31	31	12	6-2-1 現状	<p>林業被害について、現場の実感としては減っているように思われない。既に被害のあった地点における別の植栽木への新たな被害が見落とされ面積に計上されていないのではないか？</p> <p>一方で錯誤捕獲は年々増加している。テープ巻きにも多額の経費が掛かる上に木材としての品質低下に著しく林業経営にとっては大打撃の状況が続いている。</p> <p>最近の木材動向を考えれば近隣県の対応を参考に抜本的な対策を講じるべきだ。</p>	<p>ご意見を踏まえ、クマによる森林被害が「限定的である」旨の記述の削除や、「森林被害の状況の把握に努める」旨の加筆などを行います。</p> <p>クマによる森林被害対策に当たっては、引き続き、テープ巻きによる被害対策を進めます。</p>

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
32	31	27-29	6-2-2 評価および課題	<p>白山・奥美濃地域個体群 長浜市木之本町金居原近隣の造林地においては、クマによる剥皮被害により、数百haにおよぶ造林地が壊滅的な被害を受け、数十億円の損害が生じた。 さらに、年々被害が増大し、枯損樹林が増加しており、森林の公益的機能に支障をきたしていると考えられる。 このことから、人間とクマとの軋轢が顕著な状況に至っていないという表現はおかしい。 また、絶滅の恐れがないので、捕獲頭数の上限を引き上げるとともに、自肅要請も削除していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、クマによる森林被害が「限定的である」旨の記述の削除や、「森林被害の状況の把握に努める」旨の加筆などを行います。 滋賀県はクマの2つの地域個体群の生息地の辺縁部に位置し、両地域個体群の生息の中核地となっている近隣府県と比べて生息数が少なく、滋賀県内のクマは存続基盤が脆弱な希少種となっています。また、滋賀県内のクマの生息地は、東日本および西日本、紀伊半島のクマの個体群間の交流の中継地点になっており、個体群間の交流が妨げられれば、各地域の個体群の安定的な維持が困難となり得ます。これらのことから、滋賀県においては、全国的な視点からも、県内に生息するクマの保護およびその生息地の保全に特別な配慮を行う必要があります。 年間総捕獲数上限については、環境省のガイドラインに基づき設定する必要があり、任意に引き上げることはできません。また、第3次計画策定時から県内の推定生息数に顕著な増減はなく、横ばい傾向にあると考えられることから、引き続き狩猟の自肅を継続したいと考えています。なお、狩猟者団体にも意見を聴き、狩猟の自肅継続について御理解をいただいているところです。</p>
33	33	1	6-3 生息環境整備	<p>広葉樹林の面積が減っていないくても、ナラ枯れの影響により資源量としては減少している可能性もある。ナラ枯れについても、情報があれば記載するとともに、状況の把握に努めることを記載すべき。</p>	<p>ナラ枯れの状況について記載するとともに、今後も状況を注視する必要がある旨、加筆します。</p>
34	34	33-34	7-1 白山・奥美濃地域個体群	<p>人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれが… →人の安全を最優先とし、<u>人家近くや観光地など</u>、人身被害が発生するおそれが…(下線部を追加)</p>	<p>錯誤捕獲個体への対応については、今後の検討会において具体的に検討していく必要があるため、計画への記載は見送らせていただきます。</p>

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
35	34	9	7-2-1 目標	湖西個体群(北近畿東部地域個体群)について、推定生息数は横ばいであり、第3次計画策定時と状況は変わっておらず、目標については、「生息数の維持」に下方修正するのではなく、引き続き「生息数の維持または増加」とすべき。	湖西個体群(北近畿東部地域個体群)については、引き続き、生息数の現状維持または増加を目標とすることになります。
36	35	23-24	7-2 北 近畿東 部地域 個体群	人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれが… →人の安全を最優先とし、 <u>人家近くや観光地など</u> 、人身被害が発生するおそれが…(下線部を追加)	錯誤捕獲個体への対応については、今後の検討会において具体的に検討していく必要があるため、計画への記載は見送らせていただきます。
37	36	6	7-3 そ 他の 地域の 個体	「状況に応じて捕殺を行うことも検討」とあるが、市に判断を一任となるのか？	錯誤捕獲された個体についても、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討していきたいと考えているところであり、その基準については今後の検討会において検討していきたいと考えています。
38	36	12	8-1 人 身被害 および 生活環 境被害	出沒対応マニュアルの位置づけを計画の中で明記すべき。	「ツキノワグマ出沒対応マニュアル」を関係機関等の対応方針として別に定め、これに基づき対応する旨を計画中に記載します。
39	37	13	8-6 関 係府県 等との 連携・協 力	最初の前フリをここで回収。両地域個体群からの「流入個体」が増になると見かけ上、滋賀県で定着している由来個体グループがあたかも増になったかの印象を避ける。(県内に増になる要因はない)一方、移動経路の確保は重要。隣で間引いているからこちらも、ではセーフティネットとしての役目が果たせない。微妙な舵取りが必要。	参考とさせていただきます。
40	36	10	8-1 人 身被害 および 生活環 境被害	人身被害の発生は、「森林率が低いメッシュ」「弱度・強度の土地改変地」で高い傾向があることが示されている。	参考とさせていただきます。

番号	頁	行	事項	ご意見	対応
41	36	22	8-2 普及啓発について	クマを保護していくというのなら、今後人間との接触が想定される。実際、市街地近くに出没しており人身被害も想定される。「適切な対応をとること」の普及が肝要であるにもかかわらず、この記述が簡潔過ぎないか。	特に、予防対応を中心として、適切な対応の普及・啓発が必要であると考えています。具体的には、ツキノワグマ出没対応マニュアルなどに記載されていることから、計画中への詳細な内容の記述は見送りたいと考えています。
42	36	26	8-2 普及啓発について	その他の地域の個体に関し、出没が少ない地域については特に普及啓発が必要である旨を加筆する。	特に、クマの出没の少ない地域については、地域住民の不安の解消に当たり、積極的な情報提供に努める旨を加筆します。
43	37	34	8-6 関係府県等との連携・協	「市町への情報提供を行う」などを追加できませんか。	「8-2 普及啓発について」の項目に、積極的な情報提供に努める旨を加筆するとともに、「9-2-1実施体制の整備について」の項目に情報提供を加筆します。
44	39	1	9-1-5 堅果類の豊凶状況調査とその情報の発信	堅果類の豊凶状況結果とクマの出没件数に相関はあるのか？	ブナおよびミズナラの堅果類2種が凶作であった2019年度(令和元年度)の秋季は目撃数が多いなど、一定の関係はあると考えられます。
45	38	19-20	9-2-1 実施体制の整備について	「出没が少ない地域」には、何も対応ないのですか？	出没が少ない地域についても、必要に応じて専門家の派遣等を行うため、「クマが頻繁に出没している地域において」の文言を次のとおり削除します。  (参考) クマが頻繁に出没している地域において、人身被害または生活環境被害等が生じ得ると判断した場合、技術的助言に当たり、専門家の派遣や必要な情報提供を行うを提供するために専門家を派遣する。